公益社団法人熊谷市シルバー人材センター就業の提供に関する基準

平成14年4月1日

基 準 第 1 号

（趣旨）

第1条　この基準は、公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、より多くの会員に就業機会の提供を行なうため、施設管理業務の就業について必要な事項を定めるものとする。

（就業期限）

第2条　就業期限は、発注者との契約に従い1年以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、発注者と契約更新した場合においては、通算5年を限度とする。ただし、同一就業先で異なる2以上の職種がある場合において職種変更したときは、就業期限を延長することができる。

（交替要員）

第3条　同一就業先で就業年数が通算5年となった会員は、その就業先における交替要員となる。

２　就業希望者が出た場合は、交替要員の中から交替する。

（通知）

第4条　センターは、同一就業先で就業年数が通算5年となった就業会員に対し、交替要員通知書（様式第1号）により通知する。

２　センターは、交替する交替要員に対し、原則として３箇月前までに就業交替通知書（様式第2号）により通知する。

（就業の中止）

第5条　センターは、就業会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約期間中であってもその就業を中止させることができる。

（1）　発注者との契約義務を履行できない場合

（2）　共働・共助の精神に反する行為を行った場合

（3）　センター及び発注者の名誉を著しく損ねた場合

２　センターまたは発注者の都合により、契約を継続することが困難になった場合で、契約当事者の合意がなされたときは、前項各号に係わらず就業を中止させる事ができる。

（委任）

第6条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 ２ 削除

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。